問い合わせ
文化生涯学習課

全国大会出場

(敬称略・順不同) 22 - 7757

第22回全国高等学校女子硬式野球選手権大会

7月27日~8月3日

兵庫県

本

芹奈(竹原中学校出身·高知県立室戸高等学校)

物品調 格登録制度の開始について |達等の入札参加資

刷・リース等含む。)及び委 資格認定を受ける必要があり 資格審査申請を行い、事前に を希望する事業者は入札参加 託・役務業務について、受注 市 が発注する、物品調達(印

調達等の競争入札(入札によ 認定を受けた事業者とします。 参加できるのは、原則、 らない少額の場合を含む。)に 次のとおり申請してください。 平成31年1月からは、 登録を希望する事業者は、 資格 物品

8月6日月~9月28日

(金)

申請方法 申請先へ提出または郵送

申請先

会計課出納用度係

リース等含む。) 及び委託 発注する、 平成31年~平成33年に市 物品調達 (印刷・

> 望する事業者。 役務業務について、 受注を希

格・免許等を証明する書類の 付)、市税の納税証明書、 定を希望する業種に必要な資 ージに掲載及び会計課で配 資格審查申請書 (市ホー 認

※物品調達等の業種及び必要 ください。 掲載していますのでご確認 書類等は市ホームページに

問い合わせ

ついて 児童館の仮移転に

ます。)ご理解、 ごは、7月17日火から、 センターの3階へ仮移転しま 別から16日別までは休館し 竹原市中央児童館・ゆり (移転作業のため7月9 ご協力をお か

問い合わ

第53回全国道場少年剣道大会

(7月24日 東京都)

竹原つばめ会

施設の 移転予定に

順次移転する予定です。 祉課」を市役所本庁1階 課」を旧広島法務局竹原支局 別館1階の「水道課・下水道 福祉会館1階の「社会福

して行うものです。 を目的とした再整備の一 設のリニューアルや機能集約 民館など、老朽化している施 施設の移転は、市庁舎や市

たします。 ら8月号でお知らせします。 移転の詳細は、 広報たけ



大田

晃聖・面地

毬衣

剛輝・祐本

浩輝

(仁賀小学校 (竹原小学校)

9月下旬を目途に、 市役所

いいい は

ご理解、ご協力をお願

介護保険パンフレットを 改定しました!

介護保険パンフレット「はつら つ介護保険」を改定しました。

平成30年度からの介護保険制 度改正等に対応した内容となって います。パンフレットは、市役所 健康福祉課、支所・出張所などで 配布しています。

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係

2 2 - 7 7 4 3





孝大 (竹原西小学校)

平成30年度全国高等学校総合体育大会 8月3日~5日 相撲個人戦

静岡県

古田 賢悟、

齋原 (竹原高等学校)

大

相撲団体戦

古田 賢悟、 齋原 大、 松本 希

海雄、 進 藤 冬椰 (竹原高等学校



入院時等の一部負担金の限度額適用・ 食事代の減額認定の申請を

問い合わせ 市民課医療年金係

2 2 - 7 7 3 4

①後期高齢者医療の

②国民健康保険高齢受給者 加入者 (原則 75 歳以上) 証を持っている人(70~74歳)

(1)②以外の国保 加入者 (非課税世帯)

(1)(2)以外の国保 加入者 (課税世帯)









		後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用	・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度
	内容	入院時等の一部負担金に限度	額を適用し、食事代を減額	頂する制度	入院時等の一部負担金に限度額を 適用する制度
1 *	対 象	後期高齢者医療加入者で世帯全員が市民税非課税の人(低所得Ⅱ) ※現在すでに減額認定証を持っている人で平成29年度も引き続き市民税非課税世帯の人は申請不要 上記に該当し、収入が一定基	保加入者が市民税非課税 の人(低所得Ⅱ)		70 歳未満の国保加入者で、左記以外の人(上位所得者・一般)
内容	医療費	区 分	24 600 ⊞	区分月額限度額非課税 世帯35,400 円 ※ 24,600 円※過去 12 か月で限度額を 超えた月が4回以上の場合	区分 月額限度額 総所得金額 252,600円+ が 901 万円 (医療費 -842,000円) × 1% を超える人 (140,100円) 総所得金額 167,400円+ (医療費 -558,000円) × 1%
		通常1食 460 円 低所得 I 90 日まで 90 日を超える 低所得 I	1 食 210 円 3入院※ 1 食 160 円 1 食 100 円	通常1食 460 円 90 日まで 1 食 210 円 90 日を超え る入院※ 1 食 160 円	日本
		※長期入院該当:認定を受けてからの入院が90日を超えた場合に、新たに申請が必要です。			※ () は過去 12 か月で限度額を 超えた月が4回以上の場合。
変なもの	間に	後期高齢者保険証、印かん、マイナンバーが確認できるもの、本人確認がの、本人確認ができるもの。本人確認ができるもの。			の、本人確認ができるもの
		※長期入院該当:上記のもの、 (領収書、	、減額認定証、90 日を超え 入院証明書など)	た入院が確認できるもの	

医療費が高額になりそうな時は、前もって限度額認定証 及び限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を!

限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口で提示することで窓口負担が 自己負担限度額までとなります。また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を 病院の窓口へ提示することで、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

国民健康保険に加入している人で、平成30年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額 適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、平成30年度も引き続き非課税世帯 に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

間い合わせ 市民課医療年金係 **☎**22-7734

70歳以上の人の 高額療養費の自己負担限度額が変わります

問い合わせ 市民課医療年金係

2 2 - 7 7 3 4

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えて支払った部 分の払い戻しを受けられる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、市民税課税世帯で70歳以上の人の限度額が変わります。

市民税非課税世帯の限度額は据え置きです。該当する区分については、被保険者証等でご確認いただけ ます。

なお、平成30年8月から現役並み所得者ⅡとⅠの人は「限度額適用認定証」を病院の窓口で提示する ことで、自己負担限度額までの支払いとなります。

●平成30年7月まで

所得区分	限度額(月ごと)	
(病院の窓口で支払う自己負担割合)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み(3割負担)	57,600円	80,100 円 + (医 療 費 - 276,000) × 1% ※3
一般(1割・2割負担)※1	14,000 円 ※2	57,600 円 ※3



●平成30年8月から

	所得区分 (病院の窓口で支払う自己負担割合)		限度額(月ごと)	
(病院の習			外来 + 入院(世帯ごと)	
	Ⅲ(課税所得 690 万円以上の人)		療費- 842, 000)× 1% 140, 100 円> ※ 3	
現役並み (3割負担)	Ⅲ(課税所得 380 万円以上の人)		療費- 558, 000)× 1% 93, 000 円> ※ 3	
	I (課税所得 145 万円以上の人)		療費−267,000)×1% 44,400円> ※3	
一般 (1割·2割負担)	課税所得 145 万円未満の人 ※1	18,000円 ※2	57,600円 <4回目以降 44,400円>	

- 国民健康保険被保険者で昭和19年4月1日以降生まれの人は2割です。 **※** 1
- 1年間(8月~翌年7月)の限度額は144,000円です。 **※** 2
- ※3 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合の限度額です。

所得の

低

い世

帯の被保険者

の

険料軽減

所得の低

い世帯

 \mathcal{O}

被

保

険

者

保組

(国保及び国保組合は

問い合わせ 市民課医療年金係

2 2 - 7 7 3 4

保険料率を決定しました。 保 険 期 高齢者医療制度は、 料 を見 2直すことに 平成 30 31年度分の なってお 2年ごと

●平成30・31年度の保険料について

均等割額(1人あたりが均等に負担する)について 44, 795 円 → **45**, **500** 円 所得割(所得に応じて負担する)率について $8.97\% \rightarrow 8.76\%$

<保険料の決め方>

均等割額+所得割額=年間保険料額(限度額62万円)

- ※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。
- ※所得割額

= (総所得金額等-基礎控除(33万円)) × 0.0876

均等割額の軽

世帯内の被保険者と世帯主の 軽減後の 前年中所得の合計額 均等割額 世帯内の被保険者全員が 9割軽減 4,550円/年 |33万円||年金収入 80 万円以下(その他所得なし) 以下 上記以外の人 8.5 割軽減 6,825円/年 33 万円+(27 万 5 千円×被保険者数)以下の場合 5割軽減 22,750 円 / 年 33 万円+ (50 万円×被保険者数) 以下の場合 2割軽減 36,400円/年

※5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

ありません!

た ※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り 15 万円を限度として控除があります。

2健 被保険者につい 健保組 期高齢者医 保組合等の被扶養者 合等 療制 て 度 こであ

保険者につ 合は除く) の被扶養者であ (国保及び 均等割 加 入直前 入直 った 額 被

置があります。

者には、

これ

までと同

じく軽

部軽減

率

-が変 減措 0 合等

被扶養者であ

った被保険

療保険料が二重にかかることは国民健康保険税と後期高齢者医

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

場合には、

計算·支払方法等

ご確認をお願いします。

保険料に関する通

知書が届

のた

等(普通徴収)

により支払う場

合があります。

ますが、7月から9月は 年金天引き (特別徴収)

約付

となり

※例外について

加入者がいるときは、世帯なっている世帯に国民健康 主に請求するため、 健康保険税と後期高齢 制 ただし、 度に加入し 通知が届きます。 国民健康保険税は た人が世 後期高 . 带 主に 保険 齢 主 主とと世帯 玉 \mathcal{O}

増

額するものです。

0

いて、

627万2千円を 要な歳出予算等に

事業に必 事業など、 地

域介護・福祉空間整備等

新たに実施する

療

保険税はかからなくなります。 制度に加 入していた場合、 療制度加入前に国民健康保険に 資格は喪失します。 なると、 後期高齢者医療制 制度加入前の医療保 入した月から国民健 後期高 度の被保険 後期高齢者 齢者医 険 康 者

ものです。

平成30年度一

般会計

正

予算 (第1号)

たけはら魅力発信

事

加

催されました。 段階的に引き上げる等に すとともに、 税における基礎控除を見直 ました。 可決され、 いて必要な規定を整備 れたことに伴い、 おりです。 ▼竹原市税条例等 間で、 地方税法の一部 改正する条例 6 月 12 主な議案は次のと 日から 市議会定例会が 報告が5件あり たばこ税率を 議案5件が 26日まで 個人市 が改 の ずる 正 0 民 さ 開 \mathcal{O}

平成 30 第2回

②保険料の支払い方法は、

原

則

中

旬にお届けします。

市議会定例会

①平成29年中所得をもとに計算し

保険料に関する通

知につ

T

りません。 [軽減になり、

得

割

額 の負担

は

た保険料額決定通知書

は、

7 月

国保だより

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎22-7734

必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

医療費を占める割合が高い病気

糖尿病 高血圧症 脂質異常症 放置し重症化 すると…

更に高額な医療が必要になります!

糖尿病性腎症(人工透析) 脳梗塞 狭心症・心筋梗塞

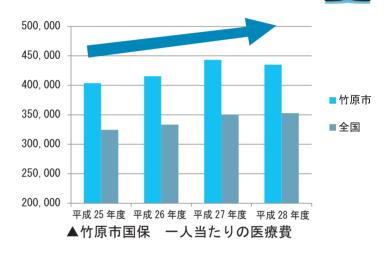


竹原市国民健康保険の医療費

竹原市国保の被保険者一人当たりの年間医療 費は、加入者の高齢化や医療技術の進歩による 医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾 向にあります。

平成28年度は、435,057円となり、全国の352,839円と比べても高額であることが分かります。

医療費のうち生活習慣病の占める割合は高く、「糖尿病(2位)」、「高血圧症(3位)」、「脂質異常症(6位)」と上位に入っています。



特定健診を受けましょう!

生活習慣病の発症や重症化を防ぐためには、①現在の身体の状態を知る、②生活習慣のどこを見直せばよいのかに気づく、③生活習慣を改善することが必要です。

まず特定健診を受けて現在の状態を知ることが、生活習慣病予防の第一歩です。

広報たけはら5月号と一緒に配布した「**平成30年度 竹原市の健康診査のお知らせ」**を確認し、自分にあった方法で受診しましょう。

介護保険負担割合証を更新します

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係

2 2 - 7 7 4 3

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合(1割~3割)は、前年の所得により決定し、平成30年8月から、現役世代並みの所得がある人は、3割となります(65歳以上の人で、前年の合計所得金額が220万円以上の人は原則3割、160万円以上220万円未満の人は原則2割となります。)。新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限(7月31日)後の証は、各自で破棄するか健康福祉課・支所・出張所へ返却してください。

●介護保険負担割合証

対象者	証の色(旧) (有効期限:平成 30 年 7 月 31 日)	証の色(新) (有効期限:平成 31 年 7 月 31 日)
要介護認定を	紫色	白色
受けている人	ポ ピ	

国民健康保険被保険者証等: 後期高齢者医療被保険者証の更新

問い合わせ

市民課医療年金係

8 2 2 - 7 7 3 4

後期高齢者医療・国民健康保険被保険者証等を更新します。

現在お使いの保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。

平成30年8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使い下さい。

国民健康保険被保険者証等の色は「青色」から「紫色」へ変わります。

後期高齢者医療被保険者証の色は「紫色」から「水色」へ変わります。

有効期限(平成30年7月31日)を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・支所・出張所へ返却してくだ さい。

国民健康保険の保険証が変わります!

広島県が国民健康保険の保険者に加わることに より、様式が右図のように変更されます。

新しい保険証の見本▶



● 70 歳から 74 歳までの人は、これまで別々に交付していた国民健康保険被保険者証と高齢受給者証 が、一体化され1枚のカードになります。

平成30年7月31日まで

国民健康保険 有効期限 平成30年7月31日 被保険者証 保険種別 一般

記 号・番 号 ○○○○○○ 氏 名 国保 三郎 生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇〇日 資格取得年月日 平成〇〇年 〇月〇〇日 ○○市○○町○丁目○番○号 文付年月日 平成○○年○月○○日 所 交 付 年 月 日 交付年月日 保険者番号 保険者名竹原市 印 (電話 0846-22-7734)





平成30年8月1日から

1枚にまとまって分かりやすくなります!



今までの保険証に、発効期日と負担割 合が加わります。(下線部分)

※これまで更新時に同封していた保険証 ケースは、平成30年度からは同封しま せん。必要な人は市民課・支所・出張 所の窓口にお越しください。

国民健康保険税の軽減判定所得の 基準額を変更します

問い合わせ

税務課市民税係

2 2 - 7 7 3 2

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

区分	課税標準	<医療給付費分>	<後期高齢者 支援金等分>	<介護納付金分>
		O ~ 74 歳	O ~ 74 歳	40 ~ 64 歳
所得割額	(被保険者の総所得金額 等-33万円)×税率(%)	7.15%	2.24%	2.12%
	被保険者数×税率(円)		9,017円	10,996円
平等割額	被保険者の世帯数 ×税率(円)	19,974円	6,282円	5,045円

◇医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の合計額が、年間の保険税額です。

●国民健康保険税の軽減制度

世帯主と被保険者の所得の合計額が一定以下の場合は、国民健康保険税のうち、均等割額と平等割額が軽 減されます。

▼軽減判定所得の基準

軽減割合	平成 29 年度
7割軽減	33 万円以下
5割軽減	33 万円 + (27 万円 × 被保険者数 ※)以下
2割軽減	33 万円 + (49 万円 × 被保険者数 ※) 以下



平成 30 年度
33 万円以下
33万円 + (27.5万円 ×被保険者数 ※)以下
33万円+(50万円 ×被保険者数 ※)以下

※被保険者数には、旧国保被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人)を含みます。

広島広域都市圏ふるさとの魅力発見ツアー 「楽々貸切高速船で巡る"夏色"江田島・宮島日帰りツアー」

江田島では、海上自衛隊第1術科学校の見学、海軍カレーの昼食、宮島では、知られざる宮島を往く、 厳島随筆家の解説付きの街歩き(仁王門跡(要害山)、富くじ場跡、厳島古寺参道(山辺の古径)、町家 通り、大鳥居、嚴島神社)、表参道商店街の自由散策など、広島広域都市圏の魅力を体験できます。

日時

8月26日(日)8時30分~16時30分

集合・解散の場所

広島 (宇品) 港

内容

海上自衛隊第1術科学校(見学、海軍カレーの 昼食)、仁王門跡 (要害山)・富くじ場跡・厳島古 寺参道(山辺の古径)・町家通り・大鳥居・嚴島 神社(厳島随筆家・舩附洋子氏の解説付きの街歩 き)、表参道商店街(自由散策)

旅行代金

1人あたり 9,800円 (交通費、昼食代込)

募集人数

30人(最少催行人員15人) ※申込多数の場合は抽選

申し込み・問い合わせ

往復はがき(1枚に5人まで)に、参加者全員 の住所、氏名、年齢、電話番号と「ふるさとの魅 力発見ツアー参加希望」と記入し、7月31日(火) (※消印有効)までに、下記事務局へ。広域都市 圏ホームページからもお申込みができます。

〒730-8586 (住所不要)

広域都市圏推進課内広島広域都市圏協議会

2 0 8 2 - 5 0 4 - 2 0 1 7

※参加者の個人情報は、旅行業者との手続きな ど、必要な範囲内で利用させていただきます。

旅行実施

フジトラベルサービストムズ緑井店(安佐南区 緑井一丁目 5-2 フジグラン緑井内)